

第 1 1 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

日 時 平成 1 6 年 7 月 2 8 日 (水)

場 所 白石町総合センターホール

白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会

第 1 1 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 6 年 7 月 2 8 日 (水)					
招 集 場 所	白石町総合センターホール					
開会日時及び宣告	平成 1 6 年 7 月 2 8 日 午 後 2 時			議長	喜 多 輝 昭	
会議録署名委員	前 田 清 次 郎			満 松 清 次 郎		
出席委員並びに 欠席委員 出 席 1 9 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠 等	委 員 氏 名		出欠 等
	会 長	喜 多 輝 昭	○	委 員	北 村 美 佐 子	○
	副 会 長	栗 山 紀 平	○	委 員	副 島 正 典	○
	委 員	山 崎 昭 維	○	委 員	堤 熊 雄	○
	委 員	片 渕 弘 晃	○	委 員	龍ヶ江 淑 子	○
	委 員	小 野 茂	○	委 員	片 渕 一 吉	○
	委 員	前 田 清 次 郎	○	委 員	樋 口 和 敏	○
	委 員	田 中 昭	○	委 員	古 賀 キヨミ	○
	委 員	久 原 房 義	○	委 員	高 尾 茂	○
	委 員	満 松 清 次 郎	○	委 員	黒 岩 春 地	○
	委 員	香 月 幸 雄	○			
幹 事 会 等	幹 事 長	大 串 和 夫		企 画 部 会 長	小 笠 原 光 義	
	副 幹 事 長	鐘ヶ江 武 勇		企 画 副 部 会 長	原 田 嘉 典	
	副 幹 事 長	川 崎 啓 義		企 画 副 部 会 長	小 野 勝 康	
	総 務 部 会 長	山 下 正 行		福 祉 部 会 長	大 串 正 敏	
	総 務 副 部 会 長	溝 上 光 一		農 業 委 員 会 部 会 長	前 田 昌 彦	
	総 務 副 部 会 長	本 山 静 男				
合 併 協 議 会 事 務 局	事 務 局 長	上 野 達 馬		調 整 班 長	相 浦 勝 美	
	事 務 局 次 長	鮎 川 慎 吾		総 務 班	久 原 正 好	
	総 務 班 長	小 池 武 敏		計 画 班	川 崎 常 弘	
	計 画 班 長	木 須 英 喜		調 整 班	堤 和 彦	
会 議 次 第	別 紙 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

第11回白石・福富・有明3町合併協議会会議録索引		
事件番号	会議録事件名	頁数
	開 会	1
	挨拶	1～2
	会議録署名委員の指名	2
報告事項 報告第24号	平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算(第1号)について	2～3
報告第25号	白石町、福富町及び有明町の廃置分合の決定について	2
調整結果報告 第2号	慣行の取扱い(新町町章選定委員会設置要領(案))について	3～5
第3号	農業委員の定数及び身分の取扱いについて	5～8
第4号	特別職の身分の取扱いについて	8～15
第5号	各福祉制度の取扱い(障害者福祉の取扱い)について	15～17
第6号	保健衛生の取扱いについて	
協議事項 協議第18号	町名、字名の取扱いについて	17～21
そ の 他	① 協定項目の調整結果報告スケジュールについて ② 第12回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について	21～24
	閉 会	24

第 11 回 白石・福富・有明 3 町合併協議会会議次第

日 時 平成 16 年 7 月 28 日 (水)
場 所 白石町総合センターホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第 24 号 平成 16 年度白石・福富・有明 3 町合併協議会会計補正予算 (第 1 号) について
報告第 25 号 白石町、福富町及び有明町の廃置分合の決定について

(2) 調整結果報告事項

調整結果報告第 2 号 慣行の取扱い (新町町章選定委員会設置要領 (案)) について
調整結果報告第 3 号 農業委員の定数及び身分の取扱いについて
調整結果報告第 4 号 特別職の身分の取扱いについて
調整結果報告第 5 号 各福祉制度の取扱い (障害者福祉の取扱い) について
調整結果報告第 6 号 保健衛生の取扱いについて

(3) 協議事項

協議第 18 号 町名、字名の取扱いについて

(4) そ の 他

- ① 協定項目の調整結果報告スケジュールについて
- ② 第 12 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について

5. 閉 会

副 会 長	<p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>皆さん、こんにちは。暑さ非常に厳しい中、また、ご多用の中、第11回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまより第11回白石・福富・有明3町合併協議会を始めたいと思います。</p> <p>議事に先立ちまして会長からご挨拶があり、また、議事については会長が議長になって進めてもらうことをお願い申し上げます。</p> <p>今日は、どうもご苦労さまでございます。</p>
会 長	<p>皆さん方、今日は大変暑い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。先ほど局長から説明がありましたように、報告第25号を追加させていただいております。6月の県議会で議決いただき、そして、総務省の方に申請がなされたところでございます。総務省の方でも22日付の官報でもって1月1日に効力を発するというので告示がなされておるところでございます。私どもも、以前から申し上げておりますように、よりよい合併に向けて事務局の方にも鋭意努力をいただいておりますし、町長・議長会の方でも話を進めさせていただいているところでございます。</p> <p>つい先日、東かがわ市の方に合併とは別の研修で行ってまいりましたけれども、そういう点のことも踏まえ、それから、今、三位一体の改革なり何なりの国と地方とのいろんな議論がなされております。このことについても私としても1月1日に合併するという立場を踏まえて、8月24、25日に全国農村サミットというのがございますけれども、この場で24日に合併についての討議が総務省の担当課長が出席してなされることになっております。ここの場でも合併したところの優遇措置なり、あるいは三位一体改革の、特に佐賀県から提唱している問題、こういうことを含めて意見を申し上げて、できるだけ私どもの合併後のことが有利に運ぶように、こういうことにも努力をしていきたいというふう考えておるところでございます。</p> <p>どうかひとつ、今後とも皆様からのご協力をいただき、そして、この協議会から手が離れるときには立派な合併ができるように、皆様方におかれましては最後までご協力いただきますようお願いを申し上げ、そしてまた、本日の議事進行についてもよろしくお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。</p>

	<p>それでは、本日の会議は、協議会委員19名に対して19名の出席でございますので、会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名でございますけれども、議長が指名するという事になっておりますので、僭越でございますけれども、指名をさせていただきます。</p> <p>本日の会議録署名委員は、有明町の前田清次郎様、それと満松清次郎様の2名をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。</p> <p>まず、報告事項でございます。</p> <p>報告第25号【白石町、福富町及び有明町の廃置分合決定について】を議題といたします。</p> <p>この廃置分合については、報告第25号の資料としてつけてございます。特段ご説明をするまでもなく、それぞれ3町の議会でもって廃置分合に関する議決をいただいて、そして、県の方に申請をいたしまして、先ほど申し上げましたように、6月定例県議会で議決をいただいて、白石町、福富町、有明町の3町の町長、議長が出席して知事から決定したことの通知書をいただいたところでございます。あわせて県は総務省に申請をいたしまして、そして、総務省の方で審査し、告示をしたということで7月22日に告示がされております。そういうことでございまして、これは書面でもって提出いたしておりますので、説明はこの程度にさせていただきます。</p> <p>何か質問等がございましたら出していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないということでございますので、報告第25号【白石町、福富町及び有明町の廃置分合の決定について】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第24号【平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会補正予算（第1号）について】を議題といたします。</p> <p>これについて事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
総 務 班 長	<p>平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会補正予算（第1号）について、事務局より、その概要をご説明いたします。</p> <p>3ページをお願いします。第1条に記載しておりますとおり、今回、870千円を追加しまして、補正後の協議会の予算総額は15,837千円ということになります。</p>

	<p>内容につきまして5ページをお願いします。</p> <p>まず、歳入につきましては、前回の協議会の折に説明をいたしておりましたとおり、繰越金の残り870千円を今回追加いたしておきます。</p> <p>次に、歳出の説明をいたします。次のページです。</p> <p>まず、会議費につきましては、協議会の開催が当初の予定より1回増えておりますので、委員さんの報酬を追加いたしておきます。</p> <p>次に、事業費の広報啓発費でございますが、報償費につきましては、現在、町章公募を行っております。その謝礼として最優秀賞を1名10万円、優秀賞を5万円の数名で20万円を計上し、また、選定の謝礼につきましては、後もって説明がございますが、選定委員の6名の謝礼137千円でございます。</p> <p>次の印刷製本費につきましては、各町役場の玄関に3町合併のPR用として垂れ幕を掲げる経費として150千円。それから、住民向け啓発用印刷経費として265千円ということでお願いしておまして、合計870千円ということで今回お願いしております。</p> <p>以上、簡単ですが、補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま報告第24号【平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会補正予算（第1号）について】の説明がございましたが、このことについてご意見、あるいは質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、報告第24号【平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会補正予算（第1号）について】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、調整結果報告事項に入ります。</p> <p>まず、調整結果報告第2号【慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））について】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、調整結果報告第2号につきまして、事務局からご説明をいたします。</p> <p>協定第19号「慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））について」の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、調整の内容なり調整の具体的内容ということで、これにつきまして</p>

ては合併協議会の中で確認をされていた事項について掲げているところ
でございます。

町章の選定につきましては、前回の協議会の折に町章の募集要綱なり要
領につきまして確認をしていただきました。現在、町章につきましては、
今月の1日から8月いっぱいということで全国的に公募を行っているところ
でございます。それを事務局なり3町の役場で受け付けをいたしまして
、その後に町章選定委員会を設置するというので、この町章選定委員
会につきましては、募集要領の第4条で、選定方法については、町章選定
委員会を設けて、その中で選定をしていきますよということになっており
ます。そういうことで本日、町章選定委員会設置要領をお示しをして、こ
れで進めてまいりたいということで考えております。

次に、8ページをお願いいたします。ここに新町町章選定委員会設置要
領（案）ということで載せております。趣旨につきましては、ここに載せ
ているとおりでございます。

所掌事項につきましては、「新町町章候補の選定に関する事。その他
新町町章候補の選定に関し、必要な事項に関する事」ということで、委
員会において協議、調整をするものでございます。

委員会の委員につきましては、「町長が推薦する専門的な知識を有する
者6名以内をもって組織する」ということにいたしております。6名さん
につきましては、別表に3町から推薦をしていただきました委員の方を載
せております。この方たちをもって町章選定委員会を組織するというこ
とで考えております。

役員でございますが、第4条関係でございます。「委員会に次の役員を
置く」ということで、委員長、副委員長を置くことにいたしております。
この役員につきましては、委員の互選により定めるということでございま
す。

次に、第5条でございますが、「委員長は、委員会を代表し、会を総理
する」ということで、副委員長は委員長を補佐するというのでしており
ます。

次に、会議でございます。第6条関係でございますが、「会議は、委員
長が召集するものとする」ということで、委員会につきましては、委員長
が議長となるということにいたしております。

第7条でございますが、9月に委員会を設置いたしまして、その後、選
定作業に入るということで、随時、経過なり結果等につきまして合併協議
会において報告をするということで考えております。

第8条、庶務につきましては、合併協議会事務局が行うということにい

	<p>たしております。</p> <p>次に、9条関係の謝礼でございますが、委員につきましては、その職務に対する謝礼を支払うということで考えております。日額5,700円ということで、これは協議会委員の報酬なり費用弁償と同額という考えのもとで設定しております。</p> <p>次に、第10条の委任事項でございます。「この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める」ということにいたしております。</p> <p>そういうことから、新町の町章選定委員会の設置につきましては、この要領につきまして9月1日から施行することといたしております。</p> <p>以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま説明がございましたけれども、これについて何かご質問、ご意見がございましたら出していただきたいと思っております。</p> <p>別表については、各町からそれぞれ出していただいたものを、上の2名、真ん中の2名、下の2名、この計6名が、白石、福富、有明、こういう順番で載せております。藤_さん、久島さんが白石、大久保さん、久原さんが福富、古賀さん、中村さんが有明というふうに見ていただければよろしいかと思っております。</p> <p>何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>なしということでございますので、この内容でご了承いただいたものとして報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、調整結果報告第3号【農業委員の定数及び身分の取扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、調整結果報告第3号につきまして、協定第8号「農業委員の定数及び任期の取扱いについて」の説明を事務局からいたします。</p> <p>農業委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、第3回合併協議会で確認をしていただいているところでございます。確認をしていただいた事項につきましては、調整の内容にお示しをしておりますように、「農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任する」ということで確認を得ております。</p>

2点目が、「農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定に基づきまして30人とする」ということで確認をしていただいております。

10ページをお願いしたいと思います。農業委員の選挙による委員さんが17年7月19日まで在任をされます。その後の選挙についてでございます。

まず1点目につきまして、農業委員会委員について選挙をする場合につきまして、選挙区を設けるのか、設けないか、このことでございます。

(2)に「選挙による委員について」ということで、まず選挙区についてということで、これにつきましては法令に基づきまして選挙区単位の要件ということがあります。四角で囲んでおりますように、「設けられるすべての選挙区において、農地面積が500ヘクタール以上、または基準農業者数が600以上」ということが選挙区を設けるための必要要件ということになっております。

そこで、(1)の「現在の状況」をご覧いただきたいと思っております。ここに3町の農地面積をそれぞれ挙げております。3町ともこの要件を満たしているということでございます。

そういうことから地域に密着した農業委員会の活動を推進する立場から、合併当初は地区担当制を視野に入れながら、現町を1選挙区とした選挙区を設けることとするということございまして、それぞれの町に選挙区を設けるということで、新白石町で3選挙区ということにいたしたいということでございます。

次に、選挙区を設けることによって定数はどうなるかということございまして、定数につきましては、この前の合併協議会の中で確認をいただいております30人の定数ということでございます。

そこで、次のところに選挙区の定数ということで一つの考え方を示されております。これも農業委員会等に関する法律の中で考え方が示されております。選挙区の定数につきましては、おおむね選挙人の数に比例をして条例で定める、こういう形になっております。そういうことで下の方に「選挙区及び定数案」ということで挙げておりますが、選挙区の選挙人の人数でございますが、3町で8,723人ということで、第1選挙区、これは福富に係る分でございますが、2,167人、第2選挙区が白石に係る分が4,109人、第3選挙区、有明に係る分が2,147人、こういうふうになっております。その割合は右の方に示されているとおりでございますが、この選挙人の総定数が30人ということでございますので、これにこの割合をそれぞれ乗じまして端数を整理し、第1選挙区の定数につきましては7

議 長	<p>人、第2選挙区につきましては14人、第3選挙区につきましては9人ということで定数を定めたいということでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、ご報告をさせていただきます。</p> <p>補足というか、今ちょっと事務局にお伺いしておりましたのは、これは農業委員会と協議をされております。協議をされたときに人数なり数字のことまで農業委員会で確認されたかどうかということをお尋ねしましたが、農業委員会でも確認済みということでございますので、そのことを付け加えてご報告をさせていただきます。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたら出していただきたいと思います。</p>
久原委員	<p>福富の久原でございます。この原案については賛同するものでございます。選挙による農業委員さんの定数は、このとおりで十分だろうと思うわけですが、ここには出ておりませんが、後だって7名の学識の農業委員さんが加わっていただくだろうと思うわけですが、この7名さんについてでございますけれども、私どもの特別委員会の中でも出たわけですが、3地区ございますので、7名さんの学識の方をバランスよく選出いただきたいというような意見が出たところでございます。その辺をお含みの上、今後ご検討いただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>今、話があつておりますことについては、ここで決定するという話には非常に難しい問題であろうというふうに思います。これは議会等の問題があります。ですから、新しい議会ができていかなければこの問題が解決しない、こういうことが生じますので、そういうご意見はご意見として新町に引き継いでいくときの、協議会の中での意見というのは、そういう話として出たことは当然明記されていくものと思いますけれども、ここでそのことを配慮するとか、どうしましょうかということにはなりかねますので、そこら辺は皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>なしという声でございますので、調整結果報告第3号【農業委員の定数及び身分の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p>

<p>局 長</p>	<p>次に、調整結果報告第4号【特別職の身分の取扱いについて】の説明を事務局からお願いいたします。</p> <p>それでは、調整結果報告第4号、協定第11号「特別職の身分の取扱いについて」の説明を事務局からいたします。</p> <p>特別職の身分の取扱いにつきましては、第4回合併協議会におきまして確認をさせていただいております。</p> <p>調整の内容といたしましては、「特別職の報酬等については、合併時までに調整する」。調整の具体的内容といたしましては、「特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する」、このように確認をさせていただいております。</p> <p>次のページをお開きいただきまして、この調整の内容なり具体的内容の方針に基づきまして一つの考え方といたしまして整備方針（案）ということで定めております。特に、特別職の報酬額の決定につきましては、先進地の合併協議会の事例等を見ますと、合併する構成町のいずれかの町の額に設定する事例が多いわけでございます。3町が合併すれば約2万8,000人の人口になるということで、佐賀県内におきましても、町においては一番多い町になるということでございます。佐賀県内においても7番目の人口ということになりますが、最近の厳しい財政状況を考えまして、報酬の設定につきましては、次のことを考慮し設定するという事で2点挙げております。</p> <p>特別職の報酬等につきましては、原則として、3町の平均額で設定をするということといたしております。また、この額が合併後の類似団体の報酬額と極端な差異が生じた場合につきましては調整を図りたいということとしております。</p> <p>次に、職務執行者の専決処分によるものということで、平成17年1月1日に合併をするということで、この時点では町長不在でございます。そういうことで職務執行者を立てる必要があります。そういうことから、ここに①の町議会議員さんから④のその他附属機関等委員ということで挙げておりますが、これにつきましては合併時までに報酬の決定をする必要があります。そういうことで合併協議会でこの分につきましては報酬の額を定めていただくということでございます。</p> <p>次に、この附属機関等委員の支出関係でございますけれども、特に年額の報酬を受けている委員の方々、合併の期日が1月1日でございますので、年度の中途でございます。そういうことで、これにつきましては月割で支払いをすることとしております。</p>
------------	---

次に、13ページをお願いいたします。1番から4番までの委員さんの中で、平成17年度から統合調整をする場合につきましては、17年3月31日、本年度末までは現在の3町の委員が引き続き在任をしていただくということにいたしております。その引き続き在任をしていただく委員につきましては、下の方に年額支給基準委員（例）ということで定めておりますが、こういう委員の方が17年3月31日まで在任をしていただくということにいたしております。

2点目に、3月の定例町議会において、条例制定するものということで、17年度当初から設置が必要な委員会につきましては、合併後の新町において特別職報酬審議会を開催し、新しい町の町議会において条例制定を行うということで考えております。

以上が特別職報酬の整備方針の一つの考え方でございます。

14ページをお願いいたします。特別職の報酬の設定一覧（案）ということで挙げております。今回、提案をしておりますのは常勤特別職ということで、町長、助役、収入役、教育長、それと合併時点には職務執行者を置く必要があります。それと議会議員、それと行政委員会委員ということで監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の報酬の額を定めております。

この一覧表の見方ということで一通り説明をしたいと思っております。報酬の額につきましては、月額報酬なり年額報酬、また日額報酬ということでありまして、それと、白石町、福富町、有明町につきましては、現在の報酬の額でございます。その横が3町の平均額でございます。オレンジ色でしておりますのが今回提案をしているものでございまして、その右の方が県内同規模ということで、県内の町で人口の一番多い町を参考として挙げております。また、類似団体ということで、全国的に新白石町と同規模の団体を挙げております。

設定の根拠等につきまして、一通り説明をさせていただきます。

まず、常勤特別職でございます。町長初め四役でございますが、「特別職の整備方針1による」ということでいたしております。これにつきましては現在の3町の報酬額の合計に対する平均ということで、これにつきまして1,000円以下を四捨五入いたしまして新町の報酬の額という形で定めております。

町長の職務執行者につきましては、新町長の報酬の給料の額と同額ということにいたしております。

議会議員につきましても、常勤特別職と同様に3町の平均額ということで、1,000円未満の端数の整理をいたしまして、ここに報酬の額を定め

	<p>ております。</p> <p>次に、行政委員会の委員でございます。</p> <p>監査委員でございます。監査委員には識見の委員さんと議会からの委員さんがおられます。議会の委員さんにつきましては、3町の平均額ということで、類団との比較もそう大差はありませんが、識見による委員さんにつきましては、3町の平均額が29万8,100円ということで、大和町は44万1,000円ということでございまして、これにつきましては相当の差があるということで調整を行っております。この調整の方法といたしましては、県内の同規模の町の議会議員28万4,000円と識見が44万1,000円ということで、この比率の伸びによって新町の識見の委員の額を定めるということにいたしております。</p> <p>それと、選挙管理委員会、また農業委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会につきましては、3町の報酬の額の平均額ということで挙げております。</p> <p>以上で特別職の報酬につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>特別職の身分の取扱いについて今説明をいただきましたけれども、これは特別職の報酬についてもそうでございますけれども、皆さん方からご意見等をいただければと思っております。何かございませんか。</p>
久 原 委 員	<p>14ページに掲載してある分で結構でございますけれども、総体的に相当な定数の削減になったわけですが、報酬額については、ここに案として出ておりますように、結構じゃなかろうかというふうに思いますが、現状から見てどの程度、財政的な節減ができるのか、その辺のことがわかっておれば教えていただきたいと思っております。</p>
局 長	<p>それでは、お答えをさせていただきます。</p> <p>この報酬額で決定をしていただければ、固定資産評価審査委員会の委員さんまで含めたすべての合計でございますけど、節減額につきましては1億6,400万円でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長 前 田 委 員	<p>ほかに何かございませんか。</p> <p>有明の前田です。12ページに「報酬は原則として、3町の平均額で設定することとする」となっているわけですが、特別職の中で、町</p>

	<p>長、助役、収入役の3町の平均額と、議会の平均額との問題の中で、町長、助役、収入役は1人ずつになるわけでございます。要するに、3分の1ということになるわけでございます。そういう中で平均額をとるのはどうかなという考えが一つ。</p> <p>議員の現在の定数が46名、その中で新しく定数を決めたのが26名。というのは、半数にも達してないという中で、この平均的賃金をもっていくのはどうかなというふうな考えをするわけでございます。その辺についてどういうふうに、説明の中では財政状況を踏まえて、こういう決め方をしてはどうかという説明であったわけでございますが、その点について。</p>
<p>次 長</p>	<p>合併協議会におきまして、一番当初の話し合いで、どういった調整をしましょうかと。これは報酬だけではなくて、いろんなサービスの面もございました。そういった中で取り決めがなされたのが、3町の中位の水準でいきましょうということが一番最初に申し合わせをなされたところでございます。それをもとに特別職報酬の整備方針というものを定めさせていただいたということでありまして、報酬についても中位の水準という申し合わせがあったものですから、そういう形でさせていただいているということでもあります。</p>
<p>前 田 委 員</p>	<p>当初の申し合わせの時点ではそういうことであったということは承知しております。その経過において、これは3町合併の中で町長1人、助役1人、収入役1人ということの決定も、もちろんその時点で決定していたわけでございますが、その後の問題において、議員定数の問題については26という決定をしたんですから、それはいろいろ言いませんけれども、財政状況の中で平均的という数字を取り上げるのはどうかなということをお尋ねしたわけです。</p>
<p>議 長</p>	<p>いろいろご意見、以前から前田委員さんには、46、あるいは26の定数の問題を提起をいただいていることは皆さんもご承知だろうと思えます。本来であれば、今おっしゃられるような問題、あるいはもっとももっとどうしていくかという話があったわけですが、申し合わせの形でさせていただいているということと、もう一つは26に決定するときの前提じゃございませんけれども、数名の委員さんの方からも、いうならば、今回の場合は、合併後の当初の問題であるから、これはこれとして仕方ないとしても、やはり将来はもう少し考えるべきじゃないとか、そういう問題も実は附帯意見として出ております。そういうことを踏まえて私どもも</p>

前田委員	<p>中位のものについての数字との整合性じゃないけれども、まあやむを得ないのかなというふうに私どもは思っておるところでございますので、その点はそういうことをご理解をいただいて、本当は数字に見合ったものという話になるかもしれませんが、そういうことをご理解をいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>数字に見合ったものという言葉で、私も、46が少なくとも半分の23だったら理解しますよ。46が26なものですから、半分になったところで23、いつまでも言いません。ただし、そういうことに対して町長は3分の1になるのに、その辺でどうかなという、だれがなろうと、その辺の取扱いがどうかなということをちょっと。</p>
片淵（弘）委員	<p>そのことについては、私も先ほどから言っておりますように、そういうご意見が出ている、あるいは先ほど言いましたように、26の決定もそれぞれの町の委員の皆さん方のご意見を踏まえながら、あるいはそういう附帯意見を踏まえて26という決定になっておるわけですから、そういう形になって、後、改革をしていただく、こういうことが非常に大切ことであろうと思います。</p>
次 長	<p>特別、意見ではございませんが、例えば、3町とか4町が合併をして新しい市になりますよね、小城市が新しくできるわけですがけれども、そういうところとか、ほかのところはどんな具合になっているんでしょうかね。平均というのは、何事も遺憾なくいくところですけど、そういうところの例は何かございませんか。</p>
議 長	<p>県内では白石・福富・有明3町合併協議会が一番進んでおります。小城市の場合は合併協議会で検討されるのか、4町合同報酬審議会で決定されるのか、そこら辺はまだ私ども事務局も把握しておりません。他県の合併先進地の例からいきますと、整備方針にありますように、「いずれかの町に設定する」という、このいずれかの町というのは、通常は高いところに設定されているというように思っております。</p>
議 長	<p>このことを一番最初に議論をするときに、サービスは大きく、負担は小さくというのが一番いいことはわかっておるわけですがけれども、いろんな財政的な改革その他をやっていくということも町村合併の一つでありまして、じゃどのようにしようかという話のときに、この3町の場合はそんな</p>

	<p>に大きな差はないという一つの特徴があるわけですが、ほかのところと比べると、比較的差がないというか、政策的なものについても差がないということから、平均をもって協議をしながら、どういうふうにしていくかというふうなことが適切じゃないかということから、そういう話をさせていただいて、平均、中位をとって協議の基本としていくということにさせていただいたわけですから、そこら辺もご理解いただきたいと思います。他の事例の話も、なかなかわからない部分もございますので、なかなか参考にならなかったと思いますけれども。</p>
<p>片瀬（弘）委員</p>	<p>有明の片瀬でございます。この委員の中の半数ぐらいが関係者なんですよ。だから、発言しにくい方たちも多いと思うんですよ、それが一つ。</p> <p>それから、でも、報酬審議会は開かないで合併協議会で決めようと言ったのも、また事実でございます。そういう中で、例えば2万8,000人だから平均でよかやっかと。これが3万2,000人になっていたらどがんたっとったろうかねと思ったものですから、他の事例はいかがでしょうかということをお伺いしました。半分ぐらいの人たちは発言を差し控える、報酬審議会をすると入れん人たちがおる中での報酬審議だからですね、そういう例があればありがたいなという思いでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>一応この案でもってどうだろうかということの案ですけども、皆さん方、どういうふうにお考えなのか、いろんな意見があると思います。先ほどの、それこそ報酬審議に直接絡むような方々、あるいはそうじゃない、逆に住民側の立場に立たれる方がいらっしゃいますから、意見があれば出してください。</p>
<p>久原委員</p>	<p>学識の委員の方の意見をお聞きしたいと思います。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>有明町の樋口でございます。とりあえず、申しわけなかですけど、案を出していただいたのを適用していただいて、どうせ合併した後に特別報酬審議会委員が設置されると思いますので、その時に審議委員さんで審議していただくようにしていただくわけにはいきませんかということなんです。</p>
<p>議 長</p>	<p>今のご意見はごもっともだと思いますし、そういう意見もいろんな形の中で出ております。例えば、私は福富町の特別委員会に今度出ておりませんけれども、いろんな話の中で、そういう意見が、今、樋口委員さんが言われたような意見というか、もっと詰めていかなければならない部分、そ</p>

<p>田中委員</p>	<p>ういうものについては新しい町での、そういうことでもいいんじゃないのかという話もあったということを聞いております。</p> <p>どうということでもよろしゅうございます、別に定まった意見でなくても結構でございますので。</p> <p>白石の田中でございます。12ページの中に、「報酬は原則として、3町の平均額で設定することとする」となっているわけです。実は、町長も、教育長も、助役も、収入役も3町にまたがれば実際は大分広くなると思います。それから、行動半径も広がるわけですが、そういう点でやっぱり3町の中の一番最高額に決めるべきじゃなかろうかなというふうな気がいたします。</p> <p>それから、議員報酬でございますが、現在、白石も福富も有明も、議員に新しく出る人はほとんど定年退職した後に出ておられる。そういうことを考えますと、若い優秀な議員がどんどん出るようにするには、やはり議員報酬だけで生活ができるというような報酬額が本当はよくなかろうかというふうな気がいたします。そういうことで役場職員の、せめて平均給料ぐらいやって、そして優秀な若い議員が出るような組織をつくっていくべきではなかろうかなというふうに思います。今すぐでなくても結構でございますが、将来に向けてそういうふうな仕組みをつくっていくべきではなかろうかなと、こういうふうに考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。幹事会の方でも、今のような意見等なんかも十分参考にされていろいろ議論をいただいております。</p> <p>そういうことでもございましたけれども、一つは高い方に合わせていくということがどうなのか。あるいは後々、職員さんを含めていろんなことに、いうならば特別職が高い方に合わせることによる影響、こういうこと等いろいろ勘案しながら、中位といいますか、平均的なものということに提案をさせていただいております。これはそういうことで提案したものの話でございますので、ほかに何かございましたらどうぞ。</p>
<p>小野委員</p>	<p>福富の小野ですけれども、議員に対する意見も出ているわけでございますけれども、当初、福富町は民意を反映させるために特例法の適用をお願いしたわけでございますけれども、最終は町民のための議員となるには、法定数に達するのが適当ではないかというふうなことで町民の声を受けとめて、財源が乏しい中でこれだけの議員を削減したわけでございますし、その結果が特別職の総体的なものを合わせて1億6,400万という数字が</p>

議 長	<p>出たわけでございますので、その辺はひとつ当初の議論を踏まえた形の中で、これからの民意の反映というのを私たちは踏まえながらやっていかねばならないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。</p> <p>ありがとうございます。今提案しておるものの一つの考え方として、それでもいいじゃないかという案の考え方を今説明していただいたものというふうに思います。</p> <p>ほかに何かございませんか。このことについてちょっと時間をとっておりますけれども、大事なことでございますし、意見があれば拝聴したいと思います。</p> <p>おおむね意見が出尽くしておるようでございますけれども、この内容でよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしという声がちらほらですけれども、どうでしょうか。この内容でよろしゅうございますか。異議なしということで処理をさせていただくことでよろしいですね。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>どうもありがとうございました。この内容でもって報告済み、あるいは確認済みというふうにさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、10分ほど休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>
局 長	<p>再開いたします。</p> <p>引き続きまして、調整結果報告第5号【各福祉制度の取扱い（障害者福祉の取扱い）について】及び調整結果報告第6号【保健衛生の取扱いについて】の2つをまとめて議題とさせていただきます。</p> <p>事務局の方からよろしく願いいたします。</p> <p>まず、調整結果報告第5号につきまして説明をさせていただきます。協定第30-3号「各福祉制度の取扱いについて」でございます。これにつきましては第3回合併協議会で確認を得ております。</p> <p>調整の内容にありますように、今回、調整結果の報告をいたしてござい</p>

すのは、重度心身障害者のタクシーの利用助成事業と寝具の洗濯乾燥サービス事業について調整結果の報告をいたしております。

まず、「重度心身障害者タクシー利用助成事業については、合併時に対象者を統一をし」ということになっております。

下の方に「上記内容の調整結果」ということで示しておりますが、この①の基準でございますが、対象者につきましては、障害の部位を問わず、身体障害者手帳の1・2級の保持者の方、また、療育手帳及び精神障害保健福祉手帳の保持者の方を対象とするということで考えております。

それと、補助単価でございますが、これにつきましては年間24枚を交付するというようにいたしております。また、交付の枚数につきましては、月割交付ということで考えております。月に2枚交付することにいたしております。中途での申請につきましては、残月分ということで、その分を交付するというようにいたしております。

また、優遇措置といたしましては、自動車税等減免措置とタクシー利用券の重複利用ができますよということにいたしております。

次に、寝具の洗濯乾燥サービス事業でございます。これにつきましても合併時に対象者、またサービス内容を統一をするということになっております。

そういうことで、まず対象者につきましては、「有明町の例により統一をする」ということで、次のページを開いていただきまして、下の方に有明町の寝具洗濯乾燥サービス事業ということで、対象者につきましては、重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者、この方を対象とするということでいたしております。

また、サービス内容につきましては、3点ということで、掛け布団なり敷き布団、毛布などの組み合わせにつきましては自由ということでいたしております。

また、利用料を徴収するということで、3点で6,300円の基本額の1割相当額を徴収するということで600円負担をしていただくということにいたしております。

次に、17ページ、調整結果報告第6号についてでございます。これは協定第32号「保健衛生の取扱いについて」でございます。これも第3回合併協議会で確認をしていただいているところでございます。

まず、各種健康診査についてでございます。「各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の統一を図る」となっております。

また、具体的内容といたしまして、「成人健康診査の個人負担額については、各種健診費用の3割を原則とし、合併時調整する」となっておりま

		<p>す。</p> <p>そういうことから、成人の健康診査の個人負担額等につきましては、第3回合併協議会時に資料として提出いたしまして確認された事項について、そのとおりで調整を行うということにいたしております。そういうことで基本検診、肝疾患検診、胃がん検診ということで、この負担につきましては、基本検診につきましては1,300円、肝疾患検診につきましては無料、胃がん検診につきましては1,000円を合併時より徴収する、ということで調整の結果といたしております。</p> <p>以上、調整結果報告第5号と第6号につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>今、調整結果報告第5号と第6号について説明いただきましたけれども、それぞれ意見を伺い、それぞれ確認をさせていただきます。</p> <p>調整結果報告第5号【各福祉制度の取扱い（障害者福祉の取扱い）について】に関してご意見、あるいは質疑等がございましたら出していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>なしということですので、調整結果報告第5号につきましては、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、調整結果報告第6号【保健衛生の取扱いについて】ですが、このことについてご意見、ご質問がございましたら出してください。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>なしということですので、調整結果報告第6号についても報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>協議第18号【町名、字名の取扱いについて】、このことについてまず事務局の方から説明をいただいてから、後、協議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
局	長	<p>それでは、協議第18号【町名、字名の取扱いについて】ということで、この件につきましては合併協議会で確認を得ておりましたが、一部修正の上、再提出をお願いするということにいたしております。</p> <p>第2回合併協議会におきまして、調整の具体的内容ということで、「3町の字（大字・字）の名称は、現行のとおりとする。ただし、「大字」の</p>

議 長	<p>字句は表示しない」ということで確認をしていただいているところがございます。今回、提出いたしておりますのは、「ただし」の以降の分でございます、「ただし、「大字」の字句は表示しない」の字句の削除をお願いしたいということでございます。</p> <p>次に20ページをお開きいただきたいと思います。大字の字句を表示しないということで、大字の字というの、大字と字を含むということでございまして、大字の字句を表示しないということは、字の字句も表示をしないということでございます。そういうことからここに例ということで挙げておりますけれども、住民基本台帳の住居表示につきましては特別問題はないわけですが、法務局の登記簿等の土地表示につきまして、例ということで、現在、白石町大字堤字堤何番地という形になっておりますが、これが大字と字の表示をしないということになれば白石町堤堤という形になるわけです。そういうことで、ここに書いておりますように、白石町には馬洗とか堤とか湯崎と3カ所あります。福富町に八平ということで、これも福富町八平八平ということになるということから、これにつきましては住民の方の混乱が予想されるということで、これにつきましては大字を表示しないということで既に確認を得ておりましたが、現行のとおりでお願いをしたいということでございます。</p> <p>現行のとおりということになれば、白石町につきましては白石町大字〇〇字〇〇何番地ということになりまして、白石町では何も変わらないということでございます。福富町、有明町につきましては、町名だけの変更でいいという形になるわけでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>説明いただきましたけれども、これは前に協議会で協議をした内容でございますけれども、これは私ども事務局を含めてですけれども、ある意味から言うと、これはちょっと勉強不足ということでは申しわけございませんけれども、そこら辺の、そういうことができないことがわからないまま、大字を削るということは、字も削るということになってしまう。ですから、大字だけを削るということができないということがわからないまま協議会に出していたということでございますので、この点はおわびを申し上げる次第でございます。</p> <p>例えば、今、話がありましたように、前回取り決めたとおりででもいいじゃないかという意見もあるだろうと思います。それから、もう一つは、一部そういう不都合があるというやり方はいかがかということで再提案をさせ</p>
-----	---

	<p>ていただいております。ここで例を挙げてありますように、白石町大字堤字堤ですね、堤姓もあるそうですけれども、堤堤堤と3つ並ぶことになるわけですね。そういうことで非常に戸惑い等がないとも限りませんし、一部でもそういうことがあればということでの再提案でございますので、皆さん方からご意見をお伺いしたいというふうに思います。堤というのは姓もあるそうですから、白石町堤堤、堤何とかさんですね。</p>
田 中 委 員	<p>大字を表示するということですね。</p>
議 長	<p>大字を表示するということです。前は大字だけ外して字は表示する予定だったわけですよ。だから、大字を入れて現行のとおりにするということです。</p>
副 島 委 員	<p>質問という形になります。白石の副島です。白石町大字堤字堤の表示が白石町堤字堤というふうになる予定だったんですよね。それがどうしてかということがまだ理解できないんですが。</p>
議 長	<p>大字をとるということは、字もとるということになる。いうならば大字があって小字があると。だから大字をとるということは小字もとるということ、字も連動して外れてしまうということです。</p>
局 長	<p>事務局の方からお答えをさせていただきますけれども、当初は「大字福富」を「福富」ということで大字を表示しない。「字〇〇何番地」という形で考えていたわけです。それで、総務省の見解としては、字というのは大字と字が一体ですよということです。それで大字を表示をしないということは、字も表示しないということです。そういうことで「堤堤」という形になるわけですね。それでは混乱をするからということでもとに戻したい、従前どおりとにしたいということでございます。</p>
副 島 委 員	<p>やむを得ないことみたいですが、こういったことに変更になったという旨は住民に早く知らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>この協議会の決定事項でございますし、私どもが地域、地域の説明会をしたときにも、このことは説明しているわけです。ですから、今おっしゃられますように、何らかの形でそれぞれ3町の住民の方々には、こういう</p>

<p>局長</p>	<p>ふうに協議をしておったけれども、こういうふうにはできないので、こういうことにさせていただくということで協議会の方で決めさせていただいたということをご報告をせにゃいかんだろうというふうに思っております。これは協議事項ですから協議事項として報告していますし、協議会だよりの中でも報告していますから。</p> <p>特に、こういう名称の件とか、ほかにも合併までに住民の方にお知らせすることがいろいろあるわけです。そういうことで、今、事務局の中でも住民周知事項検討班という作業班を設けて、その中で検討しております。それで、補正予算の中でも、住民に周知をするためのハンドブックの印刷をお願いしております。そういうこともありますし、また、説明会を各町で開催するのにかについても検討していただかなければなりませんけれども、3町の広報誌とか合併協議会だよりとか、こういうことにより広報をしながら、合併前までに住民の方に周知を図っていくということで進めております。</p> <p>以上です。</p>
<p>次長</p>	<p>今回の部分につきましては、住民さんに直接関係する部分でございますので、私たちの方は、確認ができれば今回の結果を含めまして合併協議会だよりを早急につくりまして全戸に配付をし、大字がつくようになりましたというようなことでおわびの協議会だよりを出したいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>このことについては、私ども個人の場合は意外と影響がないんですけれども、例えば、会社とかいろんな登記の場合、これは大きな影響が出てきます。ですから、白石町の場合は従来どおりということになるとほとんど影響がないんですけれども、それを現段階では、白石町の方々も登記関係、これを変更せにゃいかんというふうに思っていらっしゃると思います。だから、早い人だったら、変わる前にそういう準備に入られるということもあり得ますので、今おっしゃったようなことはできるだけ早い対応をしていかないと住民に迷惑をかけますので、そのことはちゃんと対応していきたいというふうに思います。できれば各町の町誌の方でも扱っていただきたいと思います。それが月初めの町報に間に合うかどうかの問題もありますけれども、また事務局の方から早急に連絡させて対応していきたいと思っております。</p>

副島委員	<p>今の件ですけれども、重ねてお願いしたいと思います。現にいろんな企業では既に対応なさっているところがありますし、商売人にとっても、ある意味、具体的には申せませんが、死活問題ということがありますので、早目、早目によろしくお願いしたいと思います。</p>
次長	<p>3町では広報誌を出しておられますが、その8月号に今日の結果を受けて間に合う分につきましては、3町の広報誌の中でも対応できる分については8月号で対応させていただきたいと思います。対応できない部分もあるかと思いますが、その分につきましては、先ほど申しましたように協議会だよりを早急につくりまして対応させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>今おっしゃられたとおり、影響があります。そして、間近に迫っての話ですから影響が大きい部分があるだろうというふうに思いますので、早急に対応していきたいと思います。</p> <p>ほかに何かございませんか。ないようでしたら、協議第18号【町名、字名の取扱いについて】は、再提案させていただいたように、現行のとおりとするということで確認をいただいたものとして処理させていただくことでよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。そのとおり確認済みとさせていただきます。</p> <p>本日の報告その他協議の部分については、これで予定の分を終わりましたけれども、全般的に、あるいはそのほかに、これは協議会が2カ月に1回しか開催されないことも含めて、何かございましたら意見をお願いしたいと思います。</p>
樋口委員	<p>これは協議と全く関係ございませんけれども、実は、3町が合併した場合にNTTの市外局番が変わります。有明町は鹿島局であって、白石と福富は佐賀局なんですよね。そこで、1つの町に2つの市外局番があるのはおかしくないかということで、NTTのユーザー協会に質問したわけです。そしたら、簡単にはできないと言われるものですから、どうすればいいですかということでお尋ねしたところ、合併協議会より県に申請をしていただいて県から総務省にいて、総務省からNTTにいてというような経路をたどらなきゃいかんということらしいんですよ。そこら辺、事務局でされているのかわかりませんが、もしされているならば早目に</p>

<p>議 長</p>	<p>していただいて、1年ぐらいかかるということらしいですので、されてなかったらいち早く、1つの町になるんだったら同じ番号の市外局番にしてほしいなという気がいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>このことについては、事務局内部、あるいは町長・議長会の中でも、その辺は何かできないかという話の中で検討を実はしていただいているわけです。今おっしゃられるように、そう簡単にできないという問題があるようです。ただ、行政でやっていく部分については、これはNTTを直接使わないで、インターネット関係を使いながら、その中でうまくやっていくということよっての利便性、こういうことは当然今後図っていかねければいけない問題だろうと思いますけれども、むしろ一般と行政、それから一般の人同士、こういうことが今おっしゃられるようなことで不便を来すというのはもう言われておりますから、早急に一番いい方法を事務局の方でも検討してもらいながらしていきたいと思います。</p>
<p>次 長</p>	<p>その問題は、私たちも非常に気にしております、総務省、NTTにお聞きしておりました。その中で総務省にお聞きしたことについては、1年に1回しかそういった協議をする場がないということで、その1年に1回の協議の場を経過をし、そこでもし通ったとしても告示をしなければならぬということ、その告示期間も要するというので、少なくとも2年から3年はかかるというふうに総務省からお聞きをしております。</p> <p>あと問題なのは、基本料金の問題があります。今の状況からいけば、有明の分を武雄局から佐賀局の方に入れるという形になります。そうした場合、エリアが大きくなりますから、現在の佐賀局の基本料金がこのままでいいのかどうかということもNTTの方は考えなければならないというふうに言われております。</p> <p>そういうことがあって非常に難しい問題だということを私どもも承知をし、どういうことがいいのかということで考えております。</p> <p>また、今の有明の65局が佐賀局で使えるかといえば、今のところ、65局というのが既にあるというふうにお聞きをしておりますので、有明町の65局というのが何らかの番号に変わってしまう。ひょっとしたら下4桁の部分まで影響するようなことになるかもわからないということで慎重に対応していきたいということで、町長・議長会でも協議をやっていただいているところでございます。</p>

田中委員	白石の田中です。局番を変えることによって、メリットばかりじゃなくて、デメリットもあると思います。商売人、あるいは企業の方々には印刷物を全部変えんばらんということもありますので、一緒になした場合に、メリットがどういうところにあるのか、あるいはデメリットがどういうところにあるのか、もう少し検討を加えていただきたいというふうに思います。
議長	今の件については、今後引き続き事務局の方でも検討していきたいと思っております。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ほかにないようでございますから、今後のスケジュール等を含めて事務局の方から説明をお願いいたします。
次長	資料の21ページでございますが、「協定項目の報告について」ということで掲げております。合併時までに調整をしますといったことにつきまして合併協議会の方に調整結果を報告したいということで項目番号を含めて並べております。今日の農業委員会のように、合併までに調整するという形になっていない部分であっても、調整が終わった部分につきましては合併協議会に報告をしていきたいと思っております。 あと9月6日、11月10日、12月6日と3回予定をしております。その合併協議会ではこういったことの調整内容について結果を報告したいと考えております。あくまでもこれは予定でございますので、それまでに調整が終わらない部分もあろうかと思っておりますので、その点は変更になることもご了承いただきたいというふうに思っております。 それと、22ページでございますが、第12回白石・福富・有明3町合併協議会につきましては、16年9月6日、月曜日、午後2時から福富町のゆうあい館ホールで開催したいと思っておりますので、委員の皆様方、お忙しい中とは思いますが、ご出席方、よろしく願いいたします。
議長	それでは、事務局の方からの連絡が終わりましたので、これをもちまして本日の協議会の議題はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。
副会長	委員の皆様方には、長時間にわたってご審議を賜りまして厚く御礼を申

	<p>申し上げます。</p> <p>次回は、ただいま事務局から申しあげましたように、9月6日、福富町のゆうあい館で午後2時から開催する予定でございますので、皆様方、お繰り合わせいただき、ご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、長時間にわたってありがとうございました。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉 会 ）</p>
--	---